



資格外活動の許可について

近年、労働力不足の為、外国人労働者の割合は年々増加していますが、法務省の統計によれば、その中でも、留学生等の資格外活動の割合が増加しています。

在留資格は、それぞれの活動目的に応じた在留資格が与えられており、就労や留学など日本で行う活動に応じて許可されるものであるため、その行うことができる活動は、本来は、それぞれの在留資格に応じて定められています。したがって、許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動、アルバイト等を行おうとする場合には、あらかじめ「資格外活動」の許可を受けていなければなりません。

資格外活動の許可は、証印シール（旅券に貼付）又は資格外活動許可書の交付により受けられます。証印シール又は資格外活動許可書には、「新たに許可された活動内容」が記載されますが、

- ① 雇用主である企業等の名称、所在地及び業務内容等を個別に指定する場合
- ② 原則1週に28時間以内であること及び活動場所において風俗営業等が営まれていないことを条件として企業等の名称、所在地及び業務内容等を指定しない場合
- ③ 地方公共団体等において雇用されている「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能（スポーツインストラクターに限る。）」の在留資格をもって在留する外国人が、1週に28時間以内であること及び地方公共団体等との雇用契約に基づいて在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能（スポーツインストラクターに限る。）」に該当する活動を行うことを条件として、勤務先の名称、所在地及び業務内容等を指定しない場合

があります。

（②及び③の場合を「包括的許可」といいます。）

また、中長期在留者に対して交付される在留カードの裏面には、資格外活動許可を受けている場合に、その許可の要旨が右の見本のように記載されます。



上記の「包括的許可」が受けられる在留資格は、「留学」及び「家族滞在」のほか、本邦の大学等を卒業した外国人であって、就職活動を行っており、かつ、大学等による推薦があることから在留資格「特定活動（継続就職活動）」をもって在留するものが、大学等からの推薦状を添えて資格外活動許可申請があったときにも受けることができます。

しかしながら、あくまでも資格外活動であり、雇用者としてはその許可を受けていることと、週28時間以内を絶対に超えないように、留意するようにしましょう。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町1-6-2 メゾン・ド 小金井 301（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>